

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
朝 日 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 赤 松 清 茂

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成23年6月23日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
リーガロイヤルホテル東京 3階 ロイヤルホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第20期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.asahi-kg.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、輸出の回復などから企業収益改善の動きが見られたものの、雇用や個人所得の回復が遅れたことなどから、引き続き不透明な状況で推移いたしました。

このような経済状況のもとで、当社グループの各事業では、きめ細かく丁寧な営業を繰り返し展開することで売上高の拡大に努めてまいりました。しかし、建設需要の回復が遅れたことにより大きな影響を受けました。

また、3月に発生した東日本大震災の影響で、グループ各工場で操業停止や計画停電による稼働時間短縮はありましたが、影響は軽微でありました。

この結果、当連結会計年度における業績は、前年度に対して増収減益となりました。

事業別売上状況は次のとおりであります。

| 区分               | 第19期<br>(前連結会計年度)<br>(平成22年3月期) | 第20期<br>(当連結会計年度)<br>(平成23年3月期) | 前連結会計年度比        |           |
|------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------|-----------|
|                  |                                 |                                 | 金額              | 増減率       |
| 鉄鋼建設資材事業         | 千円<br>23,379,157                | 千円<br>25,751,951                | 千円<br>2,372,793 | %<br>10.1 |
| 農業資材事業           | 13,016,237                      | 12,167,183                      | △849,053        | △6.5      |
| 環境ソリューション事業      | 831,446                         | 800,247                         | △31,198         | △3.8      |
| 砕石砕砂・マテリアルサイクル事業 | 1,886,633                       | 1,835,940                       | △50,693         | △2.7      |
| その他事業            | 1,039,651                       | 458,095                         | △581,555        | △55.9     |
| 調整額              | △1,009,559                      | △478,231                        | 531,327         | —         |
| 合計               | 39,143,566                      | 40,535,187                      | 1,391,620       | 3.6       |

(注) 当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(グループ内の各社・各事業部門を事業の種類別に集計する方法から、グループ内で業績評価等に使用する事業の単位で集計する方法へ変更。)を適用したこと、および平成23年3月1日付で連結子会社である上武エコ・クリーン株式会社(マテリアルリサイクル事業)と上武産業株式会社(砕石砕砂事業)が合併したことに伴い、事業別区分の変更をおこなっております。第19期の事業別売上状況は、当連結会計年度との比較を容易にするため変更後の区分に組み替えて表示しております。組替の概要は次のとおりであります。

第19期の事業別区分の組替前と組替後

(単位：千円)

| 組替前      |            | 売上高内訳                   | 組替差額*    | 組替後        |                   |
|----------|------------|-------------------------|----------|------------|-------------------|
| 鉄鋼建設資材事業 | 23,377,232 | 23,377,232              | 1,924    | 23,379,157 | 鉄鋼建設資材事業          |
| 農業資材事業   | 13,016,237 | 13,016,237              | —        | 13,016,237 | 農業資材事業            |
| 環境サービス事業 | 1,053,176  | 環境ソリューション事業<br>828,058  | 3,388    | 831,446    | 環境ソリューション事業       |
|          |            | マテリアルリサイクル事業<br>225,117 | —        |            |                   |
| その他事業    | 1,861,354  | 砕石砕砂事業<br>1,661,516     | —        | 1,886,633  | 砕石砕砂・マテリアルリサイクル事業 |
|          |            | その他<br>199,838          | 839,813  |            |                   |
| 消去又は全社   | △164,433   | △164,433                | △845,125 | △1,009,559 | 調整額               |
| 合計       | 39,143,566 | 39,143,566              | —        | 39,143,566 | 合計                |

\*組替差額は、事業別区分の変更に伴いグループ内売上高の集計方法を変更したことにより発生しております。

#### <鉄鋼建設資材事業>

建設需要の回復が遅れる中、きめ細かい営業を展開した結果、ねじ筋鉄筋と構造用鋼で、前年同期の販売数量を上回り増収となりました。利益面では、主原料の鉄スクラップ価格の高値推移に見合った製品販売価格への転嫁が厳しかったことから、前年同期と比べて減益となりました。

この結果、鉄鋼建設資材事業の売上高は25,751百万円(前連結会計年度比10.1%増)、営業損失は569百万円(前連結会計年度営業利益2,324百万円)となりました。

#### <農業資材事業>

肥料事業では、主力製品である有機肥料を中心に拡販に努めました。有機肥料に加え無機肥料においても、前年同期の販売数量を上回りましたが、販売単価が低下したことから、前年同期に比べて減収となりました。利益面では、販売数量の増加およびコストダウン活動の効果により、前年同期に比べて増益となりました。

園芸事業では、春先の低温と夏の猛暑の影響で園芸用品の売れ行きが低調であったことから、前年同期と比べて減収となりましたが、主力製品である有機肥料の販売が拡大したことと、ホームセンターのプライベートブランド商品に採用されたことなどから、前年同期と比べて増益となりました。

種苗事業では、病気に強い大玉トマト『アニモ』やメロン台木の販売が拡大したことから、前年同期と比べて増収となり収益も改善されました。

この結果、農業資材事業の売上高は12,167百万円（前連結会計年度比6.5%減）、営業利益は810百万円（前連結会計年度比33.1%増）となりました。

#### <環境ソリューション事業>

官公庁物件主体から民間物件をより多く獲得する営業体制へシフトしましたが、民間物件獲得が計画通り進まなかったことから、前年同期と比べて減収となり収益の改善も進みませんでした。

この結果、環境ソリューション事業の売上高は800百万円（前連結会計年度比3.8%減）、営業損失は75百万円（前連結会計年度営業損失57百万円）となりました。

#### <砕石砕砂・マテリアルリサイクル事業>

砕石砕砂事業を進める上武産業株式会社とマテリアルリサイクル事業を進める上武エコ・クリーン株式会社は、業務の効率的展開を図るため本年3月1日に合併し、株式会社上武に社名を変更いたしました。

砕石砕砂事業は、厳しい事業環境の中で、積極的な営業展開を進めましたが、前年同期と比べて減収となりました。

マテリアルリサイクル事業は、業務対象地区で廃棄物排出量が減少するなか、地道な営業を展開し前年同期を上回る利益となりました。

この結果、砕石砕砂・マテリアルリサイクル事業の売上高は1,835百万円（前連結会計年度比2.7%減）、営業利益は72百万円（前連結会計年度比35.2%減）となりました。

<その他事業>

その他事業の売上高は458百万円（前連結会計年度比55.9%減）、営業利益は2百万円（前連結会計年度比87.9%減）となりました。

この結果、当社グループの連結会計年度の売上高は上記各事業別売上高の合計から事業間の内部売上高478百万円を差引いた40,535百万円（前連結会計年度比3.6%増）、営業損益は上記各事業別利益・損失の合計から事業間取引消去額および管理部門経費など、各事業に帰属しない全社経費合計1,012百万円を差引いた営業損失772百万円（前連結会計年度営業利益1,922百万円）、経常損失は737百万円（前連結会計年度経常利益1,964百万円）、当期純損失は801百万円（前連結会計年度当期純利益937百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は4,995百万円であり、主なものは次のとおりであります。

| 事業区分     | 明細          | 備考   |
|----------|-------------|------|
| 鉄鋼建設資材事業 | 圧延工場・加熱炉新設  | 当期完成 |
| 鉄鋼建設資材事業 | 圧延工場・スタンド増設 | 当期完成 |

③ 資金調達の状況

当社は、設備投資資金として平成22年10月29日に取引銀行5行より総額1,200百万円、平成23年3月31日に取引銀行2行より総額400百万円の長期借入を実施いたしております。また、平成23年3月4日に第3回無担保社債（発行総額300百万円）の発行を行っております。

さらに、期中の運転資金等の資金需要に備えるため、株式会社みずほコーポレート銀行（平成23年3月25日付）と1,500百万円、および農林中央金庫（平成23年3月31日付）と1,400百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

過去3年間の営業成績および財産の状況の推移は、次のとおりであります。

| 区 分                                  | 第 17 期<br>(平成20年3月期) | 第 18 期<br>(平成21年3月期) | 第 19 期<br>(平成22年3月期) | 第20期<br>(当連結会計年度)<br>(平成23年3月期) |
|--------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                           | 51,777,203           | 62,629,378           | 39,143,566           | 40,535,187                      |
| 経 常 利 益 また は<br>経 常 損 失 (△) (千円)     | 2,650,424            | 6,408,094            | 1,964,735            | △737,903                        |
| 当 期 純 利 益 また は<br>当 期 純 損 失 (△) (千円) | 1,525,128            | 3,499,446            | 937,126              | △801,963                        |
| 1株当たり当期純利益<br>または1株当たり当期<br>純損失(△)   | 21,288.49            | 49,942.87            | 13,387.52            | △11,456.62                      |
| 総 資 産 (千円)                           | 35,630,484           | 38,497,995           | 39,488,045           | 40,733,497                      |
| 純 資 産 (千円)                           | 16,763,529           | 19,562,182           | 20,125,812           | 18,780,003                      |

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名       | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                 |
|-------------|----------|----------|-----------------------------------------------|
| 株 式 会 社 上 武 | 30,000千円 | 100.0%   | 碎石砕砂の製造販売、<br>建設廃材等の中間処理、再生骨<br>材・木くずチップの製造販売 |

(注) 上記の重要な子会社を含め、連結子会社は4社であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、本年2月4日に中期経営計画を開示いたしました。平成24年3月期は、この5ヶ年計画の初年度として、目標達成に向けて大きく舵を取る重要な年度と位置づけております。しかし、3月に発生しました東日本大震災によって、当社グループの事業が関連する建設業や農業などの市場環境に大きな変化が生じております。

このような状況のもとで、当社グループの各事業では、当初の計画通り中期経営計画に則った事業展開を進めてまいりますとともに、震災復興の各段階で生じる市場環境の変化を的確に捉え、迅速かつ柔軟に対応してまいります。また、今後に予想される電力供給量削減や計画停電などに対しても、収益への影響を最小限に止めるよう柔軟に対応してまいります。

なお、当社グループでは、各事業が保有する技術やノウハウを最大限に活用して、震災復興に全面的に協力してまいります。

##### <鉄鋼建設資材事業>

需要が拡大しているねじ鉄筋『ネジエーコン』、高層建築物の需要に応じる高強度鉄筋の販売拡大に努めてまいります。工場でのコストダウンは以前から継続しておりますが、新設備導入などで製造ラインが変化しておりますので、新コストダウンプロジェクトを発足し、より一層の競争力ある工場を目指してまいります。また、高品質な製品開発にも注力してまいります。

##### <農業資材事業>

肥料事業では、有機肥料の販売拡大と有機原料開発を進めてまいります。有機原料開発では、前年から要員を増強して取り組んでおり、当社製品の品質・コスト優位性をさらに拡大してまいります。また、未利用資源の原料化などを含め、海外にも目を向けた事業展開を進めてまいります。

園芸事業では、ホームセンターでの取り扱いを拡大してまいります。特に、主力製品である有機肥料の販売拡大や家庭園芸愛好家のニーズに合わせた製品開発に注力してまいります。

種苗事業では、病気に強い大玉トマト『アニモ』の販売シェア拡大を強力に進めてまいります。オランダ大手種苗会社との提携強化で、『アニモ』シリーズのラインアップ充実、おいしくて病気に強い新品種開発に取り組んでまいります。

##### <環境ソリューション事業>

収益性の高い、特徴ある環境ビジネスを展開するため、水質や大気の浄化、グループの農業資材事業と連動した食品分析、環境教育などを含めた環境支援に取り組んでまいります。また、環境に関連する震災復興への支援も進めてまいります。

< 砕石砕砂・マテリアルリサイクル事業 >

砕石砕砂事業、マテリアルリサイクル事業の両事業では、合併により効率的な営業展開が可能となったことから、より一層のきめ細かく丁寧な営業展開を推し進め、販売の拡大に努めてまいります。

当社グループでは、昨年8月に創立75周年を迎え、これから創立100周年、グループ売上高1,000億円を目指すために、若手社員中心の新規事業開発室を本年4月1日にスタートさせました。これからもグループ全社員が一丸となって、様々な施策を進め、当社グループが先進的環境企業として、皆様からの一層の信頼を得られますよう体質強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成23年3月31日現在)

① 鉄鋼建設資材事業

鉄鋼事業 : 鉄筋用棒鋼、構造用鋼等の製造販売

ねじ節鉄筋事業 : ねじ節鉄筋の製造販売

② 農業資材事業

肥料事業 : 有機肥料、無機肥料の製造販売

農芸事業

園芸事業 : 家庭向け園芸肥料、園芸資材の製造販売

種苗事業 : 野菜等種苗の生産販売

乾牧草事業 : 乾牧草の輸入販売

③ 環境ソリューション事業 :

環境アセスメント、環境調査分析、環境コンサルティング

④ 砕石砕砂・マテリアルリサイクル事業

砕石砕砂事業 : 砕石砕砂の製造販売

マテリアルリサイクル事業 : 建設廃材等の中間処理、再生骨材・木くずチップの製造販売

(6) 主要な営業所および工場 (平成23年3月31日現在)

① 当社

本社

東京都豊島区

事業所

埼玉事業所 (全部門)

埼玉県児玉郡神川町

大阪事業所 (肥料)

大阪府大阪市北区

工場

埼玉工場 (鉄鋼・ねじ節鉄筋)

埼玉県児玉郡神川町



関東工場（肥料）  
千葉工場（肥料）  
関西工場（肥料）

埼玉県児玉郡神川町  
千葉県旭市  
滋賀県甲賀市

② 主要な子会社  
株式会社上武

埼玉県秩父郡皆野町

(7) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数      | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|-------------|
| 583名(94名) | 23名増(3名減)   |

(注) 使用人数は、就業人員であり、当社グループからグループ外への出向者を除いております。なお、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等を含みます。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 451名(49名) | 30名増(5名減) | 37.7歳 | 14.1年  |

(注) 使用人数は、就業人員であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。なお、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等を含みます。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

| 借入先             | 借入額         |
|-----------------|-------------|
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 1,330,000千円 |
| 農林中央金庫          | 1,438,000   |
| 中央三井信託銀行株式会社    | 1,114,000   |
| 株式会社群馬銀行        | 1,042,000   |
| 株式会社りそな銀行       | 1,006,000   |
| 株式会社日本政策投資銀行    | 580,000     |

(注) 上表借入額には、平成22年3月に調達いたしました株式会社日本政策投資銀行および株式会社みずほコーポレート銀行を幹事とするシンジケートローン（調達総額2,000,000千円、残高合計1,600,000千円、参加金融機関7行）のうち上表借入先からの借入金残高1,200,000千円が含まれております。その内訳は、株式会社日本政策投資銀行480,000千円、株式会社みずほコーポレート銀行480,000千円、株式会社りそな銀行240,000千円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社である上武エコ・クリーン株式会社は、平成23年3月1日付で当社の連結子会社である上武産業株式会社を吸収合併し、同日付で社名を株式会社上武に変更しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成23年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 240,000株
- ② 発行済株式の総数 70,000株（自己株式2,000株を除く）
- ③ 株主数 4,933名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                 | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-----------------------|---------|---------|
| 阪 和 興 業 株 式 会 社       | 6,000 株 | 8.6%    |
| 三 井 物 産 株 式 会 社       | 6,000   | 8.6     |
| ア サ ガ ミ 株 式 会 社       | 3,220   | 4.6     |
| 伊 藤 忠 メ タ ル ズ 株 式 会 社 | 3,000   | 4.3     |
| コ ー プ ケ ミ カ ル 株 式 会 社 | 3,000   | 4.3     |
| 吉 田 嘉 明               | 2,255   | 3.2     |
| 農 林 中 央 金 庫           | 2,100   | 3.0     |
| 株 式 会 社 メ タ ル ワ ン     | 2,000   | 2.9     |
| 東 京 鐵 鋼 株 式 会 社       | 2,000   | 2.9     |
| 日 本 マ タ イ 株 式 会 社     | 1,810   | 2.6     |

（注）持株比率は自己株式（2,000株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成23年3月31日現在）

| 地 位           | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                       |
|---------------|---------|-------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 赤 松 清 茂 |                                     |
| 常 務 取 締 役     | 中 村 紀 之 | 管 理 本 部 長                           |
| 常 務 取 締 役     | 町 田 尚 輝 | 農 業 資 材 本 部 長 兼 海 外 部 長             |
| 取 締 役         | 寺 井 淳   | 鉄 鋼 建 設 資 材 本 部 長 代 行 兼 鉄 鋼 事 業 部 長 |
| 取 締 役         | 広 瀬 清   | 農 業 資 材 本 部 肥 料 事 業 部 長 兼 営 業 二 部 長 |

| 地 位       | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況       |
|-----------|---------|---------------------|
| 取 締 役     | 佐 藤 真   | 鉄鋼建設資材本部鉄鋼事業部埼玉工場長  |
| 取 締 役     | 森 田 修 一 | 農業資材本部農芸事業部長兼事業企画部長 |
| 取 締 役     | 稲 場 進   | 管 理 本 部 総 合 企 画 部 長 |
| 常 勤 監 査 役 | 近 藤 憲 二 |                     |
| 常 勤 監 査 役 | 鈴 木 幸 夫 |                     |
| 監 査 役     | 村 田 恒   |                     |
| 監 査 役     | 中 谷 哲 朗 |                     |

(注) 1. 監査役村田 恒氏および監査役中谷 哲朗氏は、社外監査役であります。

2. 監査役中谷 哲朗氏は、長年の銀行勤務経験のほか、事業会社において経理・財務を含む管理部門担当役員を経験するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 当事業年度の役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任

平成22年6月24日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって、大畠 秀嗣氏が任期満了により取締役を退任いたしました。また、平成22年12月7日付で常務取締役鉄鋼建設資材本部長佐藤 邦彦氏が逝去により取締役を退任いたしました。

(2) 就任

平成22年6月24日開催の第19期定時株主総会において、森田 修一、稲場 進の両氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。

4. 平成23年5月1日付で次の取締役の担当の変更がありました。

| 変更後               | 氏 名     | 変更前                 |
|-------------------|---------|---------------------|
| 常務取締役管理本部長兼環境管理部長 | 中 村 紀 之 | 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 |

5. 平成23年5月16日付で次の取締役の担当の変更がありました。

| 変更後          | 氏 名     | 変更前               |
|--------------|---------|-------------------|
| 常務取締役農業資材本部長 | 町 田 尚 輝 | 常務取締役農業資材本部長兼海外部長 |

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分                | 員 数        | 報 酬 等 の 額         |
|--------------------|------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 10名<br>(一) | 173,120千円<br>(一)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(2)   | 49,800<br>(7,200) |
| 合 計                | 14         | 222,920           |

- (注) 1. 上記の員数には、平成22年6月24日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および平成22年12月7日に退任した取締役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社の役員報酬制度は、会社業績を報酬に反映させる業績連動報酬制度を導入しております。業績連動報酬は、前年度の会社業績を所定の評価基準に基づき評価し、当該評価に応じて各取締役の報酬を決定しております。業務執行から独立した立場である監査役の報酬については、固定報酬として監査役の協議により決定しております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成4年3月25日開催の臨時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成4年3月25日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

- イ 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ロ 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

## ハ 当事業年度における主な活動状況

| 氏名    | 会社役員の地位 | 主な活動状況                                                                                                                  |
|-------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 村田 恒  | 監査役     | 当事業年度に開催された取締役会22回、監査役会15回のすべてに出席のほか、会計監査人との監査協議会などにも出席し、議案審議や監査内容等に関して、法律の専門家としての経験と見識に基づいて、客観的な視点からの発言を行っております。       |
| 中谷 哲朗 | 監査役     | 当事業年度に開催された取締役会22回、監査役会15回のすべてに出席のほか、会計監査人との監査協議会などにも出席し、議案審議や監査内容等に関して、豊富なビジネス経験、財務・会計に関する知見等に基づいて、幅広い視野からの発言を行っております。 |

(注) 社外監査役村田 恒氏は、大阪証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

## ニ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外役員との間に、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。

この定めに基づき、当社は各社外監査役との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

## (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

|                                      | 支払額      |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 40,000千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 40,000   |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

朝日工業グループの取締役及び社員は、法令遵守はもとより、企業人、社会人として求められる価値観、倫理観によって誠実に行動し、常に企業の社会的責任を全うすることが、企業価値の向上につながるとの認識のもと、倫理憲章ならびに行動規範を定め、コンプライアンスの徹底に努めております。

また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、全社横断的な管理体制のもとでコンプライアンスの推進に取り組むほか、内部統制室内部監査担当がコンプライアンスの状況を監査することとしております。

さらに、財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、その他重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等（電磁的記録を含む）、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び文書規程に基づき、定められた期間保存管理するとともに、取締役または監査役からの要請等、必要に応じて閲覧できる状態を維持します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、教育の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、組織横断的リスク状況の把握及び全社的対応については、総合企画部が行うこととしております。また、内部統制室内部監査担当は総合企画部と連携して、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施します。

さらにリスク管理委員会を設置し、リスク管理規程に基づき、リスク管理に関する体制及び施策等の整備を行い、リスク管理のさらなる強化を図ってまいります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、さらにこの目標達成に向けた各部門の具体的目標と予算を設定します。さらに取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

また、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行う機関として、取締役会の下に、社長を議長とする経営会議を設けております。

⑤ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社の管理の方針、体制及び基準を定めた関係会社管理規程に基づき、関係会社の育成・強化を図るとともに、当社の内部統制室内部監査担当が関係会社の監査を実施するなど、関係会社に対する適切な経営管理に努めております。

また、朝日工業グループ戦略会議のほか、関係会社を含めた拡大コンプライアンス委員会、リスク管理委員会の開催などにより、グループ全体の適正かつ効率的な業務遂行、遵法意識の向上、リスク管理体制の強化を図っております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会から求めがあった場合には、監査役が必要とする知識・能力を備えた要員を、監査役と協議のうえ極力早期に配置するように努めるものとします。

また、配置する使用人については、監査役の指揮命令に服することを明確にするとともに、人事異動、人事評価、懲戒については監査役の同意を必要とする等、当該使用人の取締役からの独立性確保に配慮するものとします。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

当社では、監査役に対して、法定の事項に加えて、内部監査の結果、コンプライアンス及びリスク管理の推進状況にかかる定期的な点検結果、内部通報窓口への通報内容、重要な開示書類・決裁文書その他の重要な事項について定期または随時報告するほか、監査役からその職務遂行上求められた事項について速やかに報告することとしております。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、相互の課題等についての意見交換を通じて相互認識を深めることとしております。

また、内部統制室内部監査担当は内部監査の実施にあたり、監査役と緊密な関係を保つとともに、必要な場合には、監査役業務に関する支援を行うこととしております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

- ① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、平成20年5月19日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を以下のとおり定めました。

当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上に資するものである限り、



これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、株主の皆様のご自由な意志によってなされるべきであると考えております。しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に大規模な買付行為を強行するといった動きが見られます。このような一方的な大規模買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されないまま株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、対象企業の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されていないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないと判断されるもの等、対象企業の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことに繋がるおそれのあると判断される買付行為があることは否定できません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、循環社会の実現を目指す当社の企業理念、事業特性ならびに株主の皆様をはじめとする国内外の顧客・社員・取引先などの各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させることを目指す者であることが必要と考えております。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## ② 当社の基本方針の実現に資する特別の取組みについて

### イ 当社の企業価値および企業価値の源泉

当社ならびに当社グループは、循環型社会の実現を目指す複合型環境企業グループとして、

- a. リサイクルと高品質を限りなく追求する鉄鋼建設資材事業
  - b. 食の安心、安全と豊かな土作り、そして緑の潤いある住環境の創出を目指す農業資材事業
  - c. 大気・水質・土壌など社会が求めている生活の安心、安全をサポートし、限りある資源の有効活用を追求する環境関連の事業
- の全く異なる事業を有し、『環境』と『リサイクル』を軸にして、21世紀の社会に貢献する創造的かつ個性的な企業集団を目指しております。

『ずっと環境。変わらないから新しい』という当社の企業理念は、過去から現在まで変わらずに続けてきており、そして将来も追求し続けることが、当社グループ全体の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものと考えております。

## ロ 企業価値向上のための取組み

今後の事業展開につきましては、「先進的環境企業グループとしての永続的發展」を経営基本方針としたうえで、安定的に高収益を上げ得る事業体制を築くとともに、環境により配慮した事業運営を図ることはもちろんのこと、資本市場からも評価される高い経営効率を目指し、企業価値の向上に努め、その結果得られた株主共同の利益は株主の皆様にも適切に還元してまいります。そして、社会の持続可能な発展に向けて、今後も貢献し続ける所存です。

具体的な重点施策は、以下のとおりです。

- a. 当社グループの事業のコアとなる鉄鋼建設資材事業においては、鉄鋼業全体が『新たなステージ』に突入したことを踏まえ、その環境で生き抜くための大型設備投資による品質の向上を図ってまいります。また、市況変動の影響を受けやすい収益面においては、生産性、原単位を中心とした徹底したコストの削減運動を継続的に実施することで、収益の下支えをするとともに、主原材料費の大幅な上昇に対しては、製品価格への転嫁を推進することとしております。また環境対策をさらに強化し、ゼロエミッションの達成、維持を図ってまいりる所存であります。

もう一つのコア事業である農業資材事業の肥料事業においては、『土にやさしい有機肥料』の国内トップ企業の一つとして、その地位を確固たるものにするを旨とするとともに、当社の最大の武器である有機原料開発力をさらに強化し、同業他社との間での優位性を図ってまいります。また、省力化、環境負荷低減をターゲットにした商品開発にも注力し、事業規模の拡大を図ってまいります。

- b. 当社グループは、環境企業グループとしての事業規模拡大と事業コンセプトの具現化を図る目的で農業資材事業の園芸・種苗事業と環境関連の事業を「戦略事業」として位置づけております。

園芸・種苗事業につきましては、当社が持つ肥料や育種における研究開発力や有機肥料製造技術を基に、マーケットの拡大と事業基盤の強化を進めてきており、特に種苗事業では特徴のある品種の開発、販売に重点をおき、

また、生産者とのネットワークがある肥料事業の営業と連動して事業展開を図ってまいります。

また、環境関連の事業につきましては、株式会社環境科学コーポレーションで、今まで培ってきた分析力やノウハウをベースに土壌分析をはじめとする新たな環境分析分野へ積極的に進出いたしました。今後、さらなる分析分野への深耕を図ることによって事業規模の拡大を図ってまいります。

- c. 連結経営の強化によるグループ全体の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させるためには、園芸・種苗事業、環境関連の事業等の「戦略事業」については、グループ一体での営業推進が重要であると考えており、今後その育成をさらに進めてまいります。
- d. マネジメント体制の基盤強化につきましては、株主や投資家の皆様をはじめとして、顧客、調達先、および従業員、さらには地域社会等のあらゆるステークホルダーに対して企業の社会的責任（CSR）を果し得る体制を構築してまいります。また、天災等に対するリスク管理強化、企業倫理の徹底、ゼロエミッションの推進および省エネ・省資源を柱とした地球環境対策等を積極的に推進し、環境企業として、資本市場と社会により一層信頼されるよう努めてまいります。

### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、平成20年5月19日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決定し、平成20年6月25日に開催した当社第17期定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、ご承認いただいております。

本対応方針の具体的な内容は以下のとおりです。

当社取締役会は、株券等保有割合が20%以上となる大規模買付者に対し、本対応方針に定められた手続きに従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した「大規模買付意向表明書」および大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）の事前提供と当該大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成および代替案の立案のための期間として原則60日間の取締役会評価期間の確保を求めます。

当社取締役会は、取締役会評価期間の間、大規模買付者が本対応方針に基づくルールを遵守したか否か、あるいは、当該大規模買付行為が会社に回復しがたい損害をもたらす等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか、という観点から、評価、検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示するとともに、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針で定める発動条件に照らしあわせ、本対応方針に基づくルールを遵守しない大規模買付者、または、提出された「大規模買付情報」を評価・検討した結果、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断した大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。

対抗措置は原則として新株予約権の無償割当としておりますが、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合は、その他の対抗措置が用いられることもあります。

また、本対応方針の合理性および公平性を確保し、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置発動の際、取締役会は特別委員会に対抗措置発動の是非を諮問し、特別委員会の勧告意見を最大限尊重することとしております。

(注) なお、本対応方針は平成23年6月23日に開催予定の当社第20期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了となりますので、平成23年5月18日に開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本対応方針を一部変更のうえで継続することを決定いたしました。

その内容につきましては、株主総会参考書類51頁から75頁に記載の第2号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件」をご参照ください。

- ④ 上記②および③の取組みが上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由について

#### イ 上記②の取組みについて当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、上記②の取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、それを当社株式の価値に適正に反

映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記①の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記②の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### ロ 上記③の取組みについて当社取締役会の判断

上記③の取組みは、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針決定が支配されることを防止する取組みであり、また当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討に必要な時間の確保を求めるためのものです。

さらに、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置し、対抗措置発動の際、取締役会は特別委員会に対抗措置発動の是非を諮問し、特別委員会の勧告意見を最大限尊重することとしていること、また上記③の取組みの導入については、平成20年6月25日に開催した当社第17期定時株主総会でご承認いただいております。その継続についても、当社株主様のご承認を要することとしていることなど、合理性および公平性を確保し、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための制度および手続きが確保されております。

したがって、上記③の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成23年 3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	17,004,751	流動負債	15,745,230
現金及び預金	2,158,466	支払手形及び買掛金	6,437,423
受取手形及び売掛金	5,998,600	短期借入金	3,085,000
たな卸資産	6,929,711	1年内償還予定の社債	60,000
繰延税金資産	673,755	1年内返済予定の長期借入金	1,200,000
その他	1,249,389	未払法人税等	33,305
貸倒引当金	△5,171	賞与引当金	277,066
固定資産	23,728,746	未払金	2,026,483
有形固定資産	20,983,349	設備関係未払金	2,233,226
建物及び構築物	4,058,466	その他	392,723
機械装置及び運搬具	13,152,370	固定負債	6,208,262
土地	2,608,137	社債	240,000
建設仮勘定	22,682	長期借入金	3,200,000
その他	1,141,691	繰延税金負債	161,764
無形固定資産	943,512	退職給付引当金	1,100,100
投資その他の資産	1,801,883	その他	1,506,398
投資有価証券	1,575,288	負債合計	21,953,493
繰延税金資産	36,574	純資産の部	
その他	193,231	株主資本	18,581,545
貸倒引当金	△3,210	資本金	2,190,000
資産合計	40,733,497	資本剰余金	1,802,000
		利益剰余金	14,882,856
		自己株式	△293,311
		その他の包括利益累計額	198,458
		その他有価証券評価差額金	151,053
		為替換算調整勘定	47,404
		純資産合計	18,780,003
		負債純資産合計	40,733,497

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		40,535,187
売上原価		34,543,436
売上総利益		5,991,751
販売費及び一般管理費		6,764,130
営業損失		772,379
営業外収益		
受取利息	738	
受取配当金	36,221	
仕入割引	22,740	
持分法による投資利益	93,323	
受取保険金	39,919	
補助金収入	29,013	
その他営業外収益	18,999	240,956
営業外費用		
支払利息	86,058	
売上割引	90,711	
その他営業外費用	29,710	206,480
経常損失		737,903
特別利益		
固定資産売却益	3,672	
貸倒引当金戻入益	444	
固定資産受贈益	9,222	13,339
特別損失		
固定資産処分損	305,566	
投資有価証券売却損	154,938	
資産除去債務会計基準適用額に伴う影響	73,903	
その他	15,452	549,860
税金等調整前当期純損失		1,274,424
法人税、住民税及び事業税	44,363	
法人税等調整額	△516,824	△472,461
少数株主損益調整前当期純損失		801,963
当期純損失		801,963

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで）

（単位：千円）

株主資本	
資本金	
前期末残高	2,190,000
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	2,190,000
資本剰余金	
前期末残高	1,802,000
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	1,802,000
利益剰余金	
前期末残高	16,209,819
当期変動額	
剰余金の配当	△525,000
当期純損失	△801,963
当期変動額合計	△1,326,963
当期末残高	14,882,856
自己株式	
前期末残高	△293,311
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	△293,311
株主資本合計	
前期末残高	19,908,508
当期変動額	
剰余金の配当	△525,000
当期純損失	△801,963
当期変動額合計	△1,326,963
当期末残高	18,581,545
その他の包括利益累計額合計	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	171,719
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△20,665
当期変動額合計	△20,665
当期末残高	151,053

(単位：千円)

為替換算調整勘定	
前期末残高	45,584
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,820
当期変動額合計	1,820
当期末残高	47,404
その他の包括利益合計	
前期末残高	217,303
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△18,845
当期変動額合計	△18,845
当期末残高	198,458
純資産合計	
前期末残高	20,125,812
当期変動額	
剰余金の配当	△525,000
当期純損失	△801,963
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△18,845
当期変動額合計	△1,345,808
当期末残高	18,780,003

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 ・ ・ ・ ・ ・ 4 社

連結子会社の名称

株式会社環境科学コーポレーション

株式会社上武*

株式会社テイ・アンド・アイ

ASAHI INDUSTRIES AUSTRALIA PTY. LTD.

*なお、連結子会社1社の減少は、上武エコ・クリーン株式会社が、平成23年3月1日付で上武産業株式会社を吸収合併し、商号を株式会社上武へ変更したことによるものです。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連会社の数 ・ ・ 1 社

持分法適用の関連会社の名称

JOHNSON ASAHI PTY. LTD.

- ② 持分法を適用していない関連会社（RHSJエンタープライズ㈱）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。

これによる当連結会計年度の営業損失、経常損失および税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ASAHI INDUSTRIES AUSTRALIA PTY. LTD. の決算日は6月30日であります。

連結計算書類の作成に当っては、同社の12月31日現在での仮決算に基づく財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ たな卸資産

月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、国内連結子会社は定率法を採用しております。（但し、国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。）なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 25～55年

機械装置 10～14年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社および国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ 退職給付引当金

当社および国内連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末日における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、主として15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・ 金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象・・・ 借入金、買掛金

ハ ヘッジ方針

金利リスクの低減ならびに為替の変動リスクを管理する目的として、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引は、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象の元本が金額、契約期間とも一致しており、金利スワップ特例処理の要件に該当すると判断されるため、当該判定をもって有効性の判定に代えております。また、為替予約取引は、外貨建による同一金額、同一期日の予約を振当てているため、その後の為替変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価は省略しております。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

① 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業損失および経常損失は、それぞれ15,061千円増加し、税金等調整前当期純損失は、88,964千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は、167,232千円であります。

②表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました有形固定資産の「リース資産」、流動負債および固定負債の「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度から有形固定資産、流動負債および固定負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度末の有形固定資産の「その他」に含まれる「リース資産」は146,038千円であり、流動負債および固定負債の「その他」に含まれる「リース債務」はそれぞれ39,558千円、113,781千円であります。

(連結損益計算書)

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」および「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」および「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 20,423,020千円

(2) 偶発債務

債務保証

銀行借入に対する保証債務

JOHNSON ASAHY PTY. LTD.

(2,554千A\$) 219,856千円

従業員 5,570千円

計 225,427千円

(3) コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 2,900,000千円

借入実行残高 620,000千円

差引残高 2,280,000千円

(4) 財務制限条項

当社が取引銀行7行と締結しておりますシンジケートローン総額2,000,000千円ならびに取引銀行2行と締結しております貸出コミットメント契約総額2,900,000千円については、各事業年度決算における個別および連結の貸借対照表における純資産の部の金額を直

前期等基準となる決算期の75%以上に維持することや損益計算書の経常損益を2期連続して損失計上しないこと等を内容とする財務制限条項が付加されております。

なお、平成23年3月末現在、財務制限条項の対象となる借入残高は2,220,000千円（シンジケートローンによる長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）1,600,000千円、貸出コミットメント契約による短期借入金620,000千円）となっております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)	摘要
発行済株式					
普通株式	72,000	—	—	72,000	
合 計	72,000	—	—	72,000	
自己株式					
普通株式	2,000	—	—	2,000	
合 計	2,000	—	—	2,000	

(2) 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の 総 額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	315,000	4,500	平成22年 3月31日	平成22年 6月25日
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	210,000	3,000	平成22年 9月30日	平成22年 12月7日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の 総 額 (千円)	配当の 原 資	1株当たり 配 当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	280,000	利 益 剰余金	4,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月24日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入を主体といたしますが、諸条件を確認した上で最適と判断される場合には社債の発行等についても行う方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の債権管理に関する規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を毎期網羅的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。借入金の金利は、金利の変動リスクに晒されていますが、短期借入金のうちコミットメントライン契約に基づく借入は1ヶ月毎、当座貸越枠契約に基づくものは3ヶ月毎、長期借入金は固定金利による借入を主体とし、リスクの低減を図っております。また、長期借入金の一部については、金利固定化のためデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を充たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。なお、シンジケートローン契約に基づく長期借入金およびコミットメントライン契約に基づく短期借入金には財務制限条項がついております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次毎に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(イ) 現金及び預金	2,158,466	2,158,466	—
(ロ) 受取手形及び売掛金	5,998,600	5,998,600	—
(ハ) 未収入金	1,174,724	1,174,724	—
(ニ) 投資有価証券 その他有価証券	1,247,502	1,247,502	—
資産計	10,579,293	10,579,293	—
(ホ) 支払手形及び買掛金	6,437,423	6,437,423	—
(ヘ) 短期借入金	3,085,000	3,085,000	—
(ト) 未払金	1,782,678	1,782,678	—
(チ) 設備関係未払金	2,101,541	2,101,541	—
(リ) 長期借入金（1年内返済予定の長期 借入金を含む）	4,400,000	4,406,746	6,746
(ヌ) 長期未払金（1年内支払予定の長期 未払金を含む）（*）	1,000,000	994,550	△5,449
(ル）長期設備関係未払金（1年内支払予 定の長期設備関係未払金を含む）	526,738	512,433	△14,304
負債計	19,333,382	19,320,374	△13,008
(ヲ) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 割賦販売契約に基づく長期未払金のみを記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(イ) 現金及び預金、(ロ) 受取手形及び売掛金、ならびに(ハ) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿額によっております。

(二) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として所有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価と差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価	連結対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	650,756	986,036	335,279
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	345,629	261,465	△84,163
合計		996,386	1,247,502	251,115

(ホ) 支払手形及び買掛金、(ヘ) 短期借入金、(ト) 未払金、ならびに(チ) 設備関係未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(リ) 長期借入金、(ヌ) 長期未払金、ならびに(ル) 長期設備関係未払金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(ヲ)②参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(ヲ) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：千円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ取引の 種類	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時 価の算 定方法
				うち 1年超		
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	186,000	124,000	(*)	

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 72,424千円)および信託ユニット(連結貸借対照表計上額 255,361千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(ハ) 投資有価証券

その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	
預金	2,147,320
受取手形及び売掛金	5,998,600
投資有価証券	
その他有価証券のうち満期があるもの	—
合計	8,145,921

(注4) 長期借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内
長期借入金	1,200,000	1,200,000	1,200,000	800,000
長期未払金	243,805	249,799	252,058	254,336
合計	1,443,805	1,449,799	1,452,058	1,054,336

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 268,285円76銭
- (2) 1株当たり当期純損失 11,456円62銭

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	16,742,086	流動負債	15,325,119
現金及び預金	1,756,406	支払手形	340,430
受取手形	381,857	買掛金	5,787,217
売掛金	4,642,578	短期借入金	3,085,000
商品	566,290	関係会社短期借入金	100,000
製品	3,023,030	1年内償還予定の社債	60,000
半製品	1,516,747	1年内返済予定の長期借入金	1,200,000
原材料・貯蔵品	1,744,703	未払法人税等	9,608
繰延税金資産	633,395	未払金	2,008,289
関係会社短期貸付金	1,260,000	未払費用	145,415
未収入金	1,147,569	預り金	26,123
その他	70,777	賞与引当金	210,292
貸倒引当金	△1,269	設備関係支払手形	97,234
		設備関係未払金	2,232,652
		その他	22,855
固定資産	22,302,877	固定負債	5,761,349
有形固定資産	19,413,392	社債	240,000
建物	3,153,880	長期借入金	3,200,000
構築物	725,513	長期未払金	816,494
機械及び装置	12,906,319	長期預り金	10,540
車両運搬具	9,606	退職給付引当金	944,919
工具、器具及び備品	382,311	長期設備関係未払金	395,054
土地	2,175,384	繰延税金負債	19,666
建設仮勘定	11,425	その他	134,676
その他	48,950	負債合計	21,086,469
無形固定資産	937,644	純資産の部	
施設利用権	584,716	株主資本	17,813,794
ソフトウェア	344,342	資本金	2,190,000
電話加入権	8,585	資本剰余金	1,802,000
		資本準備金	1,802,000
投資その他の資産	1,951,840	利益剰余金	14,115,105
投資有価証券	1,282,376	利益準備金	52,603
関係会社株式	493,443	その他利益剰余金	14,062,502
出資金	3,878	固定資産圧縮積立金	672,788
長期前払費用	31,466	別途積立金	200,000
長期未収入金	3,137	繰越利益剰余金	13,189,714
その他	139,733	自己株式	△293,311
貸倒引当金	△2,196	評価・換算差額等	144,699
		その他有価証券評価差額金	144,699
資産合計	39,044,964	純資産合計	17,958,494
		負債純資産合計	39,044,964

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		37,919,134
売 上 原 価		32,935,106
売 上 総 利 益		4,984,028
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,753,410
営 業 損 失		769,382
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17,781	
受 取 配 当 金	35,994	
仕 入 割 引	22,740	
受 取 保 険 金	39,919	
補 助 金 収 入	29,013	
そ の 他	18,504	163,953
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	88,208	
売 上 割 引	90,711	
そ の 他	25,635	204,556
経 常 損 失		809,984
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	221	221
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	303,414	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	154,938	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	54,047	
そ の 他	15,637	528,037
税 引 前 当 期 純 損 失		1,337,800
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	19,000	
法 人 税 等 調 整 額	△510,443	△491,443
当 期 純 損 失		846,357

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで）

（単位：千円）

株主資本		
資本金		
前期末残高	2,190,000	
当期変動額		
当期変動額合計	—	
当期末残高	2,190,000	
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,802,000	
当期変動額		
当期変動額合計	—	
当期末残高	1,802,000	
資本剰余金合計		
前期末残高	1,802,000	
当期変動額		
当期変動額合計	—	
当期末残高	1,802,000	
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	52,603	
当期変動額		
当期変動額合計	—	
当期末残高	52,603	
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
前期末残高	680,838	
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩し	△8,049	
当期変動額合計	△8,049	
当期末残高	672,788	
別途積立金		
前期末残高	200,000	
当期変動額		
当期変動額合計	—	
当期末残高	200,000	
繰越利益剰余金		
前期末残高	14,553,022	
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩し	8,049	
剰余金の配当	△525,000	
当期純損失	△846,357	
当期変動額合計	△1,363,308	
当期末残高	13,189,714	

(単位：千円)

利益剰余金合計	
前期末残高	15,486,463
当期変動額	
固定資産圧縮積立金の取崩し	—
剰余金の配当	△525,000
当期純損失	△846,357
当期変動額合計	△1,371,357
当期末残高	14,115,105
自己株式	
前期末残高	△293,311
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	△293,311
株主資本合計	
前期末残高	19,185,152
当期変動額	
剰余金の配当	△525,000
当期純損失	△846,357
当期変動額合計	△1,371,357
当期末残高	17,813,794
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	165,365
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△20,665
当期変動額合計	△20,665
当期末残高	144,699
評価・換算差額等合計	
前期末残高	165,365
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△20,665
当期変動額合計	△20,665
当期末残高	144,699
純資産合計	
前期末残高	19,350,518
当期変動額	
剰余金の配当	△525,000
当期純損失	△846,357
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△20,665
当期変動額合計	△1,392,023
当期末残高	17,958,494

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式会社および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

イ 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

ロ 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

① 商品・製品・半製品

月別総平均法を採用しております。

② 原材料・貯蔵品

月別総平均法を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 25～55年

機械及び装置 10～14年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異は、15年（確定拠出年金制度および前払退職金制度への移行対象者以外は、制度導入時の平均残存勤務見込年数（6年））による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）により按分した金額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・ 金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象・・・ 借入金、買掛金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減ならびに為替の変動リスクを管理する目的として、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引は、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象の元本が金額、契約期間とも一致しており、金利スワップ特例処理の要件に該当すると判断されるため、当該判定をもって有効性の判定に代えております。また、為替予約取引は、外貨建による同一金額、同一期日の予約を振当てているため、その後の為替変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価は省略しております。

(7) 消費税等の会計処理について

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業損失および経常損失は、それぞれ12,208千円増加し、税引前当期純損失は、66,255千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は、113,469千円であります。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度まで区分掲記しておりました有形固定資産の「リース資産」、流動負債および固定負債の「リース債務」は、金額の重要性が乏しいため、当事業年度から有形固定資産、流動負債および固定負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度末の有形固定資産の「その他」に含まれる「リース資産」は48,950千円であり、流動負債および固定負債の「その他」に含まれる「リース債務」はそれぞれ15,718千円、35,679千円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 17,028,785千円

(2) 偶発債務

債務保証

銀行借入に対する保証債務

JOHNSON ASAHY PTY. LTD.

(2,554千A \$) 219,856千円

従業員 5,570千円

計 225,427千円

(3) コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 2,900,000千円

借入実行残高 620,000千円

差引残高 2,280,000千円

(4) 財務制限条項

当社が取引銀行7行と締結しておりますシンジケートローン総額2,000,000千円ならびに取引銀行2行と締結しております貸出コミットメント契約総額2,900,000千円については、各事業年度決算における個別および連結の貸借対照表における純資産の部の金額を直

前期等基準となる決算期の75%以上に維持することや損益計算書の経常損益を2期連続して損失計上しないこと等を内容とする財務制限条項が付加されております。

なお、平成23年3月末現在、財務制限条項の対象となる借入残高は2,220,000千円（シンジケートローンによる長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）1,600,000千円、貸出コミットメント契約による短期借入金620,000千円）となっております。

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	1,268,609千円
② 短期金銭債務	143,791千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	295千円
② 仕入高等	1,095,407千円
③ 販売費及び一般管理費	50,306千円
④ 営業取引以外の取引高	30,277千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 自己株式の種類および株式数に関する事項
- | | |
|------|--------|
| 普通株式 | 2,000株 |
|------|--------|

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別内訳

	(単位：千円)
繰延税金資産（流動）	
繰越欠損金	527,077
賞与引当金	83,696
未払費用	11,705
その他	10,915
繰延税金資産（流動）合計	<u>633,395</u>
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	376,077
長期未払金	23,999
ゴルフ会員権	27,456
減損損失	128,188
関係会社株式	76,973
繰越欠損金	85,172
その他	35,550
繰延税金資産（固定）小計	<u>753,417</u>
評価性引当額	<u>△232,618</u>
繰延税金資産（固定）合計	<u>520,799</u>
繰延税金負債（固定）	
圧縮記帳積立金	444,800
その他有価証券評価差額	95,665
繰延税金負債（固定）合計	<u>540,465</u>
繰延税金負債（固定）の純額	<u>19,666</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部につきましては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機 械 及 び 装 置	75,330	61,773	13,556
車 両 運 搬 具	3,066	2,401	664
工具、器具及び備品	46,544	43,519	3,025
合 計	124,940	107,694	17,246

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	12,891千円
1年超	4,355千円
計	17,246千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料および減価償却費相当額

支払リース料	24,406千円
減価償却費相当額	24,406千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業内容	議決権 等の所有 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員兼 任等	事業上 の関 係				
子 会 社	上武産業株式会社	埼玉県秩父郡皆野町	100,000	砕石・砕砂事業	100.0	3人	資金の貸付	資金の貸付	890,000	関係会社短期貸付金	—
								利息の受取	9,974	—	—
子 会 社	株式会社環境科学コーポレーション	東京都豊島区	160,000	環境計量証明・コンサルタント事業	100.0	3人	資金の貸付	資金の貸付	300,000	関係会社短期貸付金	420,000
								利息の受取	4,619	—	—
子 会 社	株式会社上武	埼玉県秩父郡皆野町	30,000	砕石・砕砂、廃棄物処理・リサイクル事業	100.0	3人	資金の貸付	資金の貸付	840,000	関係会社短期貸付金	840,000
								利息の受取	3,176	—	—
								資金の借入	50,000	関係会社短期借入金	—
								利息の支払	674	—	—
子 会 社	株式会社ティ・アンド・アイ	埼玉県児玉郡神川町	30,000	業務請負、燃料販売事業	100.0	3人	資金の借入	資金の借入	100,000	関係会社短期借入金	100,000
								利息の支払	1,475	—	—

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 株式会社環境科学コーポレーションおよび株式会社上武への資金の貸付、並びに株式会社上武および株式会社ティ・アンド・アイからの資金の借入につきましては、貸付、借入期間を1年間とする極度貸付契約をそれぞれ締結しております。
2. 貸付金利および借入金利については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 担保等の設定はしておりません。
4. 関係会社短期貸付金および関係会社短期借入金の取引金額については、期中平均残高を記載しております。
5. 上武エコ・クリーン株式会社は、平成23年3月1日付で上武産業株式会社を吸収合併し商号を株式会社上武へ変更いたしました。
6. 上武産業株式会社との取引金額につきましては、平成22年4月1日から平成23年2月28日までのものを記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 256,549円93銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 12,090円82銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月12日

朝日工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田良治 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 柄澤一恵 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、朝日工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月12日

朝日工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田良治 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 柄澤一恵 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、朝日工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年 5月18日

朝日工業株式会社 監査役会

常勤監査役 近 藤 憲 二 ㊟

常勤監査役 鈴 木 幸 夫 ㊟

社外監査役 村 田 恒 ㊟

社外監査役 中 谷 哲 朗 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要事項と認識しており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的な配当を継続していくことを会社の基本方針としております。

第20期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するとともに、今後の事業展開等を勘案いたしまして、当社普通株式1株につき、普通配当として4,000円といたしたいと存じます。

これにより、すでにお支払いしております中間配当金（1株につき3,000円）を加えた年間配当金は、1株につき7,000円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4,000円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は280,000,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月24日といたしたいと存じます。

以 上

第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年5月19日に開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「原対応方針」といいます。)の導入を決定の上、同日付で公表し、また、平成20年6月25日に開催の当社第17期定時株主総会において買収防衛策に関する定款変更議案および原対応方針の導入に関する議案につき、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決いただいております。その後当社は、平成21年6月25日および平成22年6月24日に開催の取締役会において原対応方針の継続を承認し、引き続き、金融商品取引法および関連政省令の改正等の動向等に注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保し、向上させるための取組みとして、原対応方針の内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、平成23年5月18日に開催の当社取締役会において、平成23年6月23日開催予定の当社第20期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原対応方針の一部を変更した上で継続すること(以下、変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。)を決定いたしました。

つきましては、当社定款第14条の定めに基づき、本対応方針の継続に関して、ご承認をお願いするものであります。

本対応方針の原対応方針からの主な変更点は、株券電子化に伴う関連部分への所要の修正、ジャスダック市場の大阪証券取引所への統合に伴う所要の修正、および文言の整理等であります。

なお、本対応方針は下記のとおりです。

1. 本対応方針継続の目的

本対応方針は、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために継続するものであります。

当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応

じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、株主の皆様の自由な意志によってなされるべきであると考えております。

当社が大規模買付者（「下記2(1)1」に定義されます。以下同じとします。）から大規模買付行為（「下記2(1)1」に定義されます。以下同じとします。）の提案等を受けた場合に、株主の皆様が当社の事業の状況、企業価値の源泉、および当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、ならびに具体的な買付提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そのため、株主の皆様がかかる大規模買付行為の提案等に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社事業および上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報ならびに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様が双方の情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上の観点から、必要があれば、大規模買付行為の条件や方法の変更および改善または代替案の提案等を行うために必要な時間が確保されることが不可欠であると考えております。

さらに、当社取締役会は、大規模買付者が想定する大規模買付行為完了後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上に資するものであるか否かを評価・検討した結果として、当該大規模買付行為が、当社株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要し、または、株主の皆様を当社の真実の企業価値を反映しない廉価で当社株式を売却せざるを得ない状況に置くような態様によるものである等の当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を講じる必要もあると考えております。

したがって、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する必要な情報の事前提供、およびその内容の評価・検討に必要な期間の確保を求めるために、本対応方針を継続することを決定いたしました。本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討

等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのある大規模買付行為を行いまた行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置（「下記2(2)2）」に定義されます。以下同じとします。）を発動できることとしております。

なお、当社の大株主の状況につきましては、別紙1 をご参照下さい。

2. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付ルールの設定

1) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といいます。また大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ① 当社が発行者である株券等※1について、保有者※2の株券等保有割合※3の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等※4について、公開買付け※5に係る株券等の株券等所有割合※6およびその特別関係者※7の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

※1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとします。

※2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。

- ※3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- ※4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。
- ※5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- ※6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- ※7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

2) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を提出していただきます。

具体的には、「大規模買付意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(ア) 大規模買付者の概要

- ①氏名または名称および住所または所在地
- ②代表者の氏名
- ③会社等の目的および事業の内容
- ④大株主または大口出資者(所有株式数または出資割合上位10名)の概要
- ⑤国内連絡先
- ⑥設立根拠法

(イ) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、および、「大規模買付意向表明書」提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(ウ) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者へ

の譲渡等、または重要提案行為等※8を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

(エ) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

※8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

3) 「大規模買付情報」の提供

「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。))を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、「大規模買付意向表明書」を提出していただいた日から10営業日※9(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を上記「2) (ア)⑤」の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当社大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

※9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めのない限り同じです。

なお、大規模買付行為の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとします。

- ① 大規模買付者およびそのグループの詳細(沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、役員の名、職歴および所有株式の数その他の会社等の状況、ならびに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的(大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法および内容(大規模買付行為の適法性に関する第三者の意見を含みます。)
- ③ 買付対価の種類および金額(有価証券を対価とする場合には、当該有価証券等の種類および交換比率、有価証券等および金銭を対価とする場合には、当該有価証券の種類、交換比率および金銭の額を記載していただきます。)、ならびに当該金額の算定の基礎および経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)
- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、および当該資金の調達先の概要(預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- ⑤ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

- ⑥ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の具体的内容
- ⑦ 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社および当社グループの支配権取得または経営参加の方法、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定または解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社および当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容および必要性
- ⑧ 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為等の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑩ 大規模買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
- ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨の理由
- ⑫ 大規模買付行為に際して第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要
- ⑬ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑭ 大規模買付者が当社および当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合には、大規模買付行為の完了後における独占禁止法または海外競争法に照らした適法性についての考え方

なお、当社は大規模買付行為の提案があった場合は、当該事実があった旨を株主の皆様様に速やかに開示するとともに、大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を株主の皆様様に開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、その旨を大規模買付者に書面で通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示します。

4) 取締役会評価期間の設置等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭(円貨)のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付による大規模買付行為の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間(いずれの場合も初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案、のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適宜かつ適切に株主の皆様様に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様様に代替案を提示することもあります。

(2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

1) 対抗措置発動の条件

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、その具体的な条件・方法等のいかんを問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させるた

めに、特別委員会（「下記(3)1) (ア)」に定義されます。以下同じとします。）からの勧告を最大限に尊重して必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復しがたい損害をもたらす等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保または向上させるために、特別委員会からの勧告を最大限に尊重して必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、別紙2「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

2) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合にはその他の対抗措置が用いられることもあります。対抗措置として本新株予約権が選択された場合の本新株予約権の概要は、別紙3「本新株予約権の概要」に記載のとおりといたします。

(3) 本対応方針の合理性および公平性を担保するための制度および手続

1) 特別委員会の設置および諮問等の手続

(7) 特別委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、および、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗策を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。特別委員会の委員には、村田 恒氏、田中 利彦氏および花枝 英樹氏の合計3名が引き続き就任する予定です。

なお、各委員の略歴は、別紙4「特別委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

(4) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(ウ) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が上記(イ)記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記状況に至った具体的事情を提示した上で、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を、その決議により中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

(エ) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置発動の是非および発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

2) 本対応方針の継続に関する株主の皆様意思の確認

当社は、平成23年5月18日開催の当社取締役会において本対応方針の継続を決議いたしました。本対応方針の継続に関する株主の皆様の

ご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針の継続に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を継続することを決議しております。

3) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社第23期定時株主総会終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③本定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止された場合には、当該廃止の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、当該時期において適用ある法令および金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3. 本対応方針の合理性について

- (1) 買収防衛策に関する指針の要件および尊重義務を完全に充足していること
本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」その他昨今の買収防衛策に関する議論を踏まえた内容となっております。さらに、株式会社大阪証券取引所ジャスダック市場が定める「企業行動規範に関する規則」第11条「買収防衛策の導入に係る遵守事項」を全て充足しております。

- (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記「1」に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、継続されるものです。

- (3) 株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)

当社は、上記「2(3)2)」に記載のとおり、平成23年5月18日開催の当社取締役会において、本対応方針の継続を決議いたしました。本対応方針の継続に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針の継続に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を継続することを決議しております。なお、本対応方針は本定時株主総会において出席株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として本定時株主総会の終結時に継続されるものであり、当該時点までは、原対応方針が効力を有します。

また、上記「2(3)3)」に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社第23期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されます。さらに、本対応方針の有効期間の満了前であっても、③本定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議し、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されます。

- (4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記「2(2)」に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5) 特別委員会の設置

上記「2(3)1)」に記載のとおり、当社は、本対応方針の継続に当たり、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、および、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性および公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記「2(3)3)」に記載のとおり、本対応方針の有効期間は平成26年6月に開催予定の当社第23期定時株主総会の終結時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間中であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

4. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の継続時における株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の継続時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその継続時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置発動時における株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような対抗措置の仕組み上、

本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記「2(3)1(ウ)」に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられます。

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示を行います。

5. その他

本対応方針は、平成23年5月18日開催の当社取締役会において取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会では、社外監査役2名を含む当社監査役全員が本対応方針の具体的対応が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等、ならびに、会社法、金融商品取引法または金融商品取引所規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいり所存です。

以上

(別紙1)

当社の大株主の状況

平成23年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下の通りです。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
阪和興業株式会社	6,000 株	8.6 %
三井物産株式会社	6,000	8.6
アサガミ株式会社	3,220	4.6
伊藤忠メタルズ株式会社	3,000	4.3
コープケミカル株式会社	3,000	4.3
吉 田 嘉 明	2,255	3.2
農 林 中 央 金 庫	2,100	3.0
株式会社メタルワン	2,000	2.9
東京鐵鋼株式会社	2,000	2.9
日本マタイ株式会社	1,810	2.6
計	31,385	44.8

(注) 出資比率は、自己株式(2,000株)を控除して計算しております。

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期および方法を含みます。)、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の

確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

- (8) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (9) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (10) その他(1)ないし(9)に準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済みの普通株式の総数(ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。)と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式(ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株(以下「対象株式数」といいます。)とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者※1、②特定大量保有者の共同保有者※2、③特定大量買付者※3、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①ないし④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者※4(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

-
- ※1 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- ※2 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。
- ※3 公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融証券取引法27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。)の買付け等

(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味します。以下同じです。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含まず。)に係る株券等の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下同じです。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

- ※4 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。

以上

(別紙4)

特別委員会委員の略歴

○ 村田 恒 (むらた ひとし) : 当社社外監査役
昭和8年6月3日生

昭和33年 4月 検察庁入庁
昭和60年 1月 最高検察庁 検事
平成 3年 4月 横浜地方検察庁 検事正
平成 7年 2月 名古屋高等検察庁 検事長
平成 8年 6月 名古屋高等検察庁 検事長退任
平成 8年 9月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
平成13年10月 朝日食品工業株式会社社外監査役 (現任)
平成13年10月 当社監査役 (現任)
平成16年 6月 三井倉庫株式会社社外監査役
平成19年 6月 三井倉庫株式会社社外監査役退任

○ 田中 利彦 (たなか としひこ) : 弁護士
昭和22年7月20日生

昭和46年 4月 日興証券株式会社入社
昭和49年 4月 検察庁入庁
昭和49年 4月 札幌地方検察庁 検事
昭和50年 3月 函館地方検察庁 検事
昭和52年 8月 千葉地方検察庁 検事
昭和54年 3月 東京地方検察庁 検事
昭和63年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
小中・外山・細谷法律事務所
平成 元年 9月 シンプソン・サッチャー・アンド・バートレット法律事務所 (平成2年7月まで)
平成 4年 2月 田中綜合法律事務所開設
平成16年 4月 早稲田大学法科大学院客員教授 (現任)

○花枝 英樹（はなえだ ひでき）： 大学教授

昭和22年9月12日生

昭和54年 4月 関東学院大学経済学部助教授

昭和63年 4月 成城大学経済学部教授

平成 8年 4月 一橋大学商学部教授

平成12年 4月 一橋大学大学院商学研究科教授

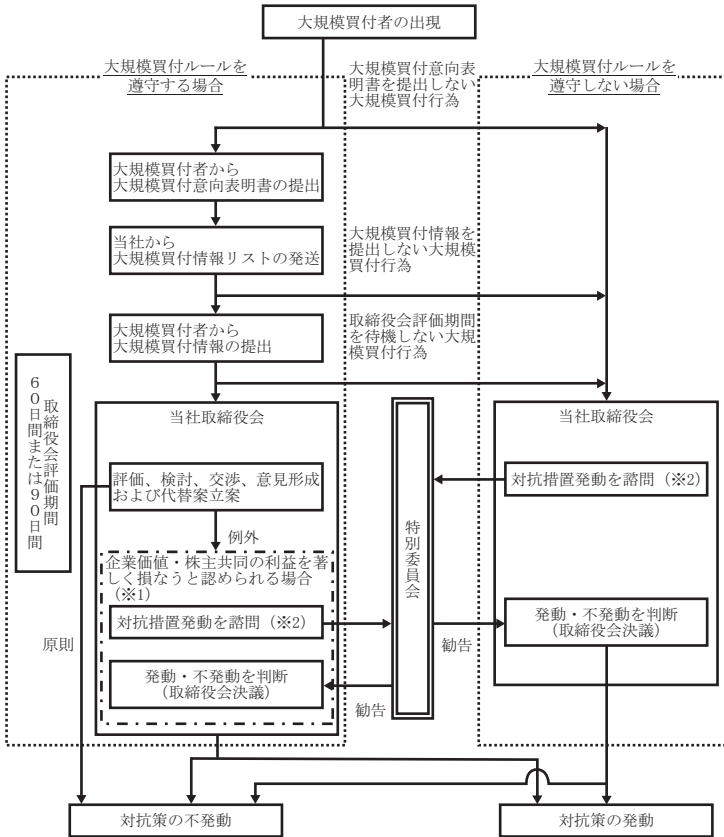
平成22年 4月 中央大学総合政策学部教授（現任）

平成23年 4月 一橋大学名誉教授（現任）

以 上

(ご参考)

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」に係るフローチャート



※1 別紙2ご参照

※2 特別委員会に対する対抗措置発動の諮問は、取締役会評価期間内に行われることもありえます。

このフローチャートは、あくまで本対応方針の概要をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものすぎず、本対応方針の詳細については、本文をご参照下さい。

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役全員（8名）が任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	あかまつきよしげ 赤松清茂 (昭和23年8月26日生)	平成12年5月 株式会社日本興業銀行執行役員 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 平成16年6月 当社取締役副社長 平成17年4月 当社代表取締役副社長 平成18年1月 当社代表取締役社長（現任）	149株
2	なかむらのりゆき 中村紀之 (昭和32年9月16日生)	昭和56年4月 西武化学工業株式会社（当社の前身）入社 平成13年6月 当社取締役企画室長兼経理財務部長 平成14年2月 当社取締役管理本部経理財務部長 平成18年6月 当社常務取締役管理本部長 平成23年5月 当社常務取締役管理本部長兼環境管理部長（現任）	48株
3	まちだなおき 町田尚輝 (昭和33年1月2日生)	昭和55年4月 西武化学工業株式会社（当社の前身）入社 平成10年10月 当社農業資材本部関東肥料事業部営業二部長 平成16年11月 当社農業資材本部肥料事業部長 平成18年6月 当社取締役農業資材本部肥料事業部長 平成19年12月 当社常務取締役農業資材本部長 平成22年2月 当社常務取締役農業資材本部長兼海外部長 平成23年5月 当社常務取締役農業資材本部長（現任）	51株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
4	てらい あつし 寺井 淳 (昭和30年1月30日生)	昭和49年4月 西武化学工業株式会社（当社 の前身）入社 平成15年7月 当社鉄鋼建設資材本部鉄鋼事 業部埼玉工場製造部長 平成16年7月 当社鉄鋼建設資材本部鉄鋼事 業部埼玉工場長 平成19年6月 当社取締役鉄鋼建設資材本部 鉄鋼事業部埼玉工場長 平成21年4月 当社取締役鉄鋼建設資材本部 鉄鋼事業部長兼埼玉工場長 平成22年4月 当社取締役鉄鋼建設資材本部 鉄鋼事業部長 平成22年12月 当社取締役鉄鋼建設資材本部 長代行兼鉄鋼事業部長 （現任）	52株
5	ひろせ きよし 広瀬 清 (昭和33年1月28日生)	昭和56年4月 西武化学工業株式会社（当社 の前身）入社 平成10年6月 当社関西肥料事業部営業部長 平成15年10月 当社農業資材本部肥料事業部 営業三部長 平成20年6月 当社取締役農業資材本部肥料 事業部副事業部長兼営業三部 長 平成21年6月 当社取締役農業資材本部肥料 事業部長 平成22年6月 当社取締役農業資材本部肥料 事業部長兼営業二部長 （現任）	30株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	さとう まこと 佐藤 真 (昭和33年8月2日生)	昭和56年4月 西武化学工業株式会社(当社の前身)入社 平成16年7月 当社鉄鋼建設資材本部鉄鋼事業部埼玉工場製造部長 平成18年11月 当社鉄鋼建設資材本部事業企画部長 平成21年6月 当社取締役鉄鋼建設資材本部事業企画部長 平成22年4月 当社取締役鉄鋼建設資材本部鉄鋼事業部埼玉工場長(現任)	39株
7	もり たしゅういち 森田 修一 (昭和33年1月1日生)	昭和55年4月 西武化学工業株式会社(当社の前身)入社 平成11年7月 当社農業資材本部事業管理部長 平成12年5月 当社農業資材本部関東肥料事業部営業二部長 平成16年8月 当社農業資材本部農芸事業部長 平成17年12月 当社農業資材本部事業企画部長 平成22年6月 当社取締役農業資材本部農芸事業部長兼事業企画部長(現任)	41株
8	いなば すずむ 稲場 進 (昭和32年10月18日生)	昭和57年4月 西武化学工業株式会社(当社の前身)入社 平成12年4月 当社農業資材本部農芸事業部園芸部長 平成15年10月 当社農業資材本部農芸事業部種苗園芸部長 平成19年12月 当社管理本部企画室長 平成20年4月 当社管理本部経営企画部長兼広報室長 平成22年6月 当社取締役管理本部総合企画部長(現任)	23株

(注) 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役鈴木幸夫氏は辞任により退任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
たじまいちろう 田島 一郎 (昭和36年3月2日生)	昭和62年3月 朝日工業株式会社(現 朝日食品工業株式会社)入社 平成17年4月 当社鉄鋼建設資材本部事業企画部長 平成19年4月 当社監査室長 平成20年2月 当社内部統制室長(現任)	12株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号

リーガロイヤルホテル東京 3階 ロイヤルホール

TEL 03-5285-1121



交通：都電荒川線早稲田駅より徒歩約3分

東京メトロ東西線早稲田駅3 a 出口より徒歩約7分

東京メトロ有楽町線江戸川橋駅1 b 出口より徒歩約15分



この招集通知は、環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。

2011年6月6日

株主各位

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
朝日工業株式会社
代表取締役社長 赤松 清茂

招集通知記載事項の一部修正について

「第20期定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部誤りがありましたので、ここにお詫び申しあげますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

【修正箇所（下線部分）】

第4号議案 監査役1名選任の件（79頁参照）

（修正前）

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
たじま いちろう 田島 一郎 (昭和36年3月2日生)	昭和62年3月 朝日工業株式会社(現、朝日食品工業株式会社)入社
	平成17年4月 当社鉄鋼建設資材本部事業企画部長
	平成19年4月 当社監査室長
	平成20年2月 当社内部統制室長(現任)

（修正後）

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
たじま いちろう 田島 一郎 (昭和36年3月2日生)	昭和62年3月 朝日工業株式会社(当社の前身)入社
	平成17年4月 当社鉄鋼建設資材本部事業企画部長
	平成19年4月 当社監査室長
	平成20年2月 当社内部統制室長(現任)

以上